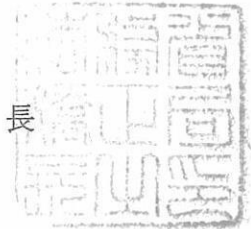


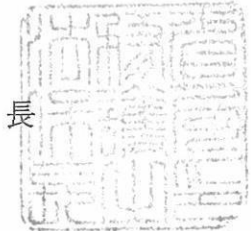
法務省保観第206号
社援発第0401019号
平成21年4月1日

都道府県知事殿
刑事施設の長殿
少年院（分院）長殿
保護観察所長殿
矯正管区長殿（参考送付）
地方更生保護委員会委員長殿（参考送付）

法務省矯正局長



法務省保護局長



厚生労働省社会・援護局長



刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する
機関等との連携の確保について

標記について、下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、
その適正な運用を期するよう、通知する。

また、各都道府県においても、本措置の趣旨を御理解の上、連絡協議会に積極的に
に参加するとともに、管内市町村等に周知徹底を図り、その円滑な運用に万全の対

応をしていただくよう、お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

1 目的

この通知は、親族等からの適切な援助が受けられず、高齢であるため又は障害等を有するために社会内で自立した生活を営むことが困難な受刑者、少年院在院者、保護観察対象者又は更生緊急保護の対象となる者（以下「自立困難な対象者」という。）に対し、釈放（少年院在院者にあつては、出院。以下同じ。）時の保護又は保護観察、生活環境の調整若しくは更生緊急保護の各措置（以下「各措置」という。）の実施に当たって、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等から介護、医療、年金その他の各種サービス（以下「福祉サービス等」という。）を受けられることができるよう、平素から必要な情報交換を行うとともに、連携を確保することを目的とする。

2 連絡協議会の開催

保護観察所は、刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）と連携し、地方公共団体の理解及び協力を得て、地域生活定着支援センター、地方公共団体の福祉関係部局等の参加を得た連絡協議会を開催する。

(1) 連絡協議会の趣旨

自立困難な対象者に対する釈放時の保護又は各措置の実施に当たり、必要な福祉サービス等が受けられるよう、刑事施設等及び保護観察所においては、従来から地方公共団体の福祉関係部局、公共の衛生福祉に関する機関等と個別事案に応じた連絡調整等を行っているところであるが、福祉サービス等を必要とする自立困難な対象者の円滑な地域生活定着支援における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、今後、これらの連絡調整等を一層円滑に進めるために、各関係機関が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う定期的な協議会を開催し、刑事施設等及び保護観察所と地域生活定着支援センター、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互理解の促進及び連携体制を構築するものとする。

(2) 構成機関

連絡協議会は都道府県単位で開催するものとし、構成機関は次に掲げるもののうちアからオまでの機関とするほか、必要に応じてカからケまでに掲げる機関についても、参加を求めるものとする。

- ア 刑事施設等
- イ 保護観察所
- ウ 地域生活定着支援センター
- エ 都道府県の福祉関係部局
- オ 保護観察所所在地及び更生保護施設所在地の市区福祉関係部局
- カ 前記オ以外の市区町村福祉関係部局
- キ 福祉事務所，保健所，精神保健福祉センターその他地方公共団体に置かれている機関
- ク 更生保護施設その他更生保護関係団体等
- ケ その他必要と認める機関

(3) 協議事項等

次に掲げる事項について、構成機関による説明、情報提供、具体的な課題についての協議等を行う。

- ア 福祉施策の動向について
- イ 刑事施設等の収容動向について
- ウ 更生保護制度の運用動向について
- エ 各種社会資源の所在及びその動向について
- オ 各機関が抱える課題又は困難事例への対応の在り方について
- カ その他

(4) 連絡協議会の開催時期

連絡協議会は、定例の協議会として各年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(5) その他

連絡協議会において、協議等を行うに当たっては、扱う情報について特定の個人を識別できないようにするなど、個人情報保護の観点から特段の注意を払うこと。

3 日常的な連携

- (1) 刑事施設等及び保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等に関して、これらを所管する地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との間で必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにし、福祉サービス等が必要なときに迅速・円滑な対応ができるように配慮すること。
- (2) 刑事施設等及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等においては、自立困難な対象者が必要な福祉サービス等を受けられるよう相互の連携の確保に努めること。
- (3) 保護観察所においては、更生保護施設において保護されている自立困難な対象者について、福祉サービス等が円滑になされるために、更生保護施設と同施設所在地の地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互連携が確保できるよう努めること。
- (4) 保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等が開始された後において、必要があると認められるときは、刑事施設等、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等と連携して、当該福祉サービス等が円滑になされるために必要な連絡調整を行うよう努めること。
- (5) 都道府県の福祉関係部局においては、本連絡協議会の趣旨を御理解の上、積極的に連絡協議会に参加するとともに、必要に応じ、管内の市町村の福祉事務所等の関係機関との連絡調整を図ること。